

経過措置期限延長

のお知らせ

沢井製薬株式会社

大阪市淀川区宮原 5-2-30

謹啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記品目について、2024年11月19日付厚生労働省告示第335号により経過措置期限が2025年3月31日限りとなっておりましたが、この度経過措置期限が延長されましたので、お知らせ申し上げます。

謹白

記

1. 経過措置が延長される品目(2025年3月7日付官報告示・4月1日適用)

⑧ アメジニウムメチル硫酸塩錠 10mg「サワイ」
エピルビシン塩酸塩注射液 10mg/5mL「サワイ」
エピルビシン塩酸塩注射液 50mg/25mL「サワイ」
エピルビシン塩酸塩注射用 10mg「サワイ」
エピルビシン塩酸塩注射用 50mg「サワイ」
⑧ オキサリプラチン点滴静注液 50mg「サワイ」
オキサリプラチン点滴静注液 100mg「サワイ」
オキサリプラチン点滴静注液 200mg「サワイ」
⑧ シメチジン注射液 200mg「サワイ」
ドセタキセル点滴静注液 20mg/1mL「サワイ」
ドセタキセル点滴静注液 80mg/4mL「サワイ」
ドセタキセル点滴静注用 20mg「サワイ」
ドセタキセル点滴静注用 80mg「サワイ」

⑧(統一名で記載されている品目)のため、官報に告示されておりませんが、下記の経過措置期限が目安となります。

2. 延長後の経過措置期限(銘柄別記載品目の保険薬価適用期限)

2026年3月31日限り

【問い合わせ窓口】

沢井製薬株式会社 医薬品情報センター

フリーダイヤル 0120-381-999